

レポート

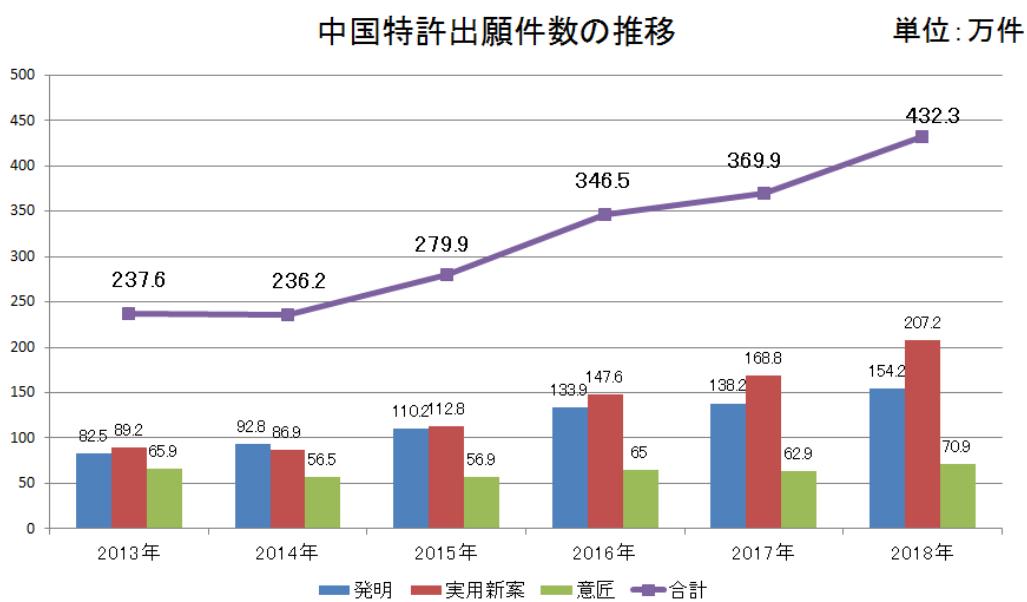
2019年2月28日

本レポートは中小企業を対象とした情報提供を目的とし、1)直近6年間の知的財産に関する出願、登録数等の統計情報、2)直近1年間の注目判例の紹介・解説、3)直近1年間の知財に関するトピックス情報、4)その他の日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報　という4項目から中国知的財産に関する最新事情を紹介する。

I、中国における直近6年間の知的財産に関する出願、登録数等の統計情報

1. 専利出願件数

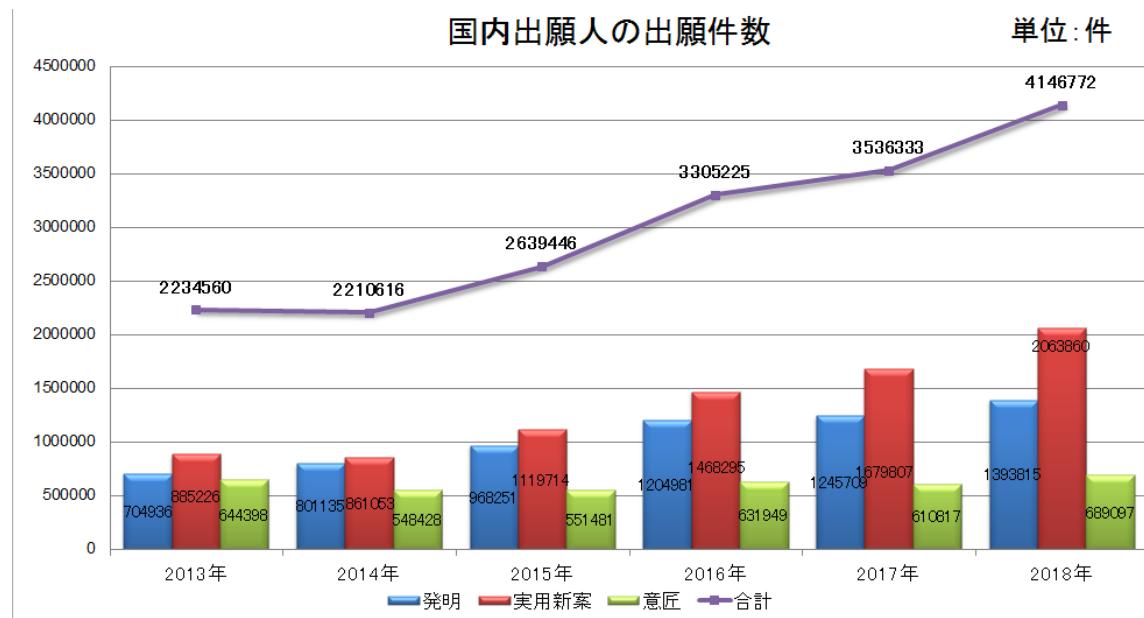
中国国家知識産権局の統計によれば、中国の専利出願は、下表のとおり近年急増してきた。



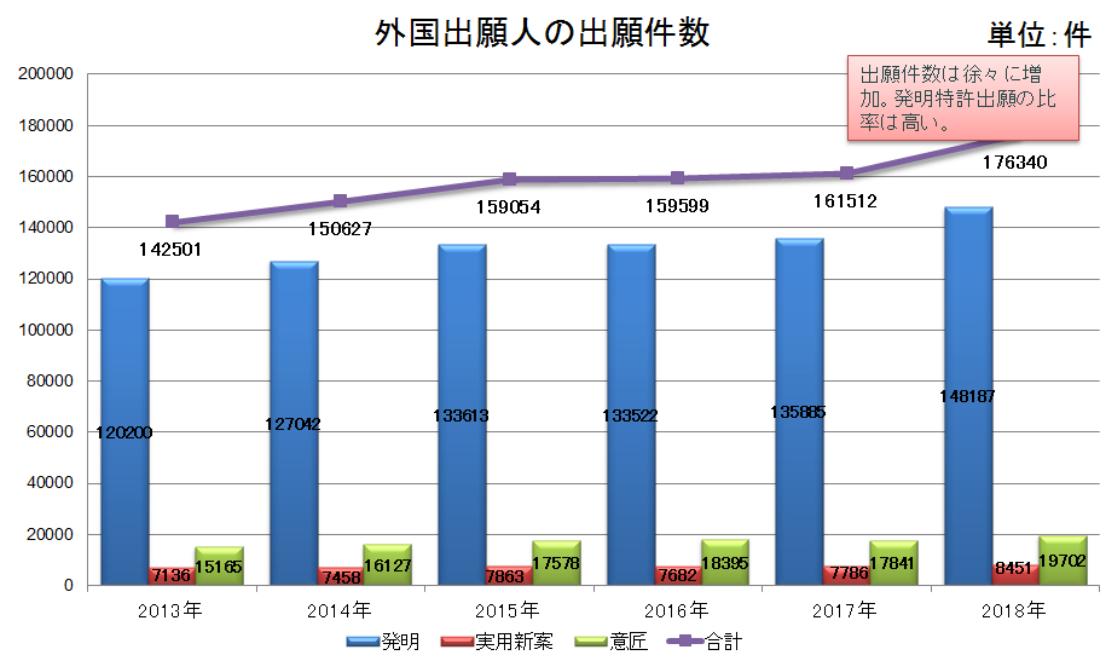
2018年中国における発明専利の出願件数は同期比11.6%増の154.2万件で、実用新案出願件数は207.2万件、意匠出願件数は70.9万件である。

そのうち、発明専利登録件数は43.2万件で、中国国内発明専利の登録件数は34.6万件である。登録された中国国内専利のうち、職務発明は93.3%の32.3万件を占め、非職務発明は6.7%の2.3万件を占めている。

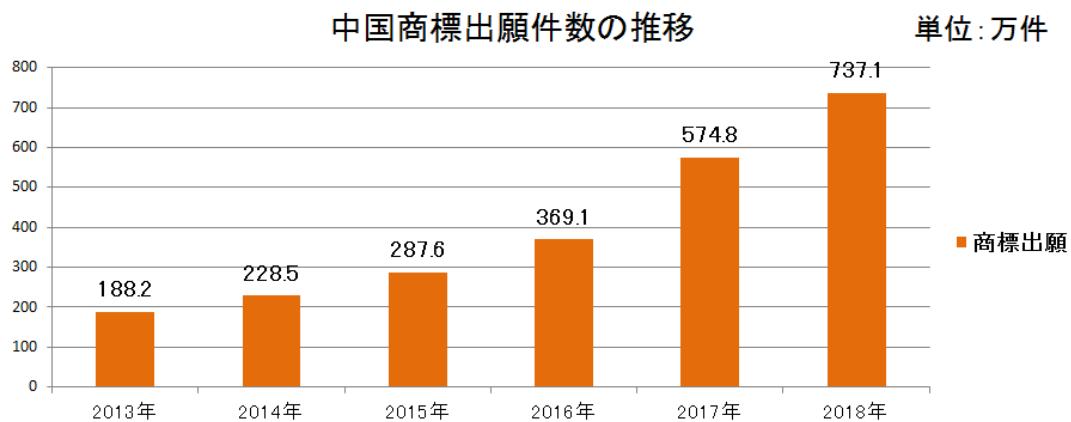
過去6年の国内出願人からの出願は以下のとおりである。



過去6年の外国出願人からの出願は以下のとおりである。



なお、近年の商標出願件数の推移は以下の通りである。



2018年の商標出願件数は737.1万件で、登録件数は500.7万件で、そのうち、中国国内登録件数は479.7万件であった。昨年、商標登録審査の平均期間は6ヶ月以内に短縮された。各種類の商標審判事件は32.2万件を受理され、審決を下されたのは26.5万件であり、商標拒絶不服審判の審理時間は7ヶ月以内に短縮された。

訴訟については、昨年の全体的な統計データはまだ発表していないが、北京市の裁判所が公表したデータによると、2018年には、北京の三級の裁判所は知財関連の一審事件計52,463件を受理し、同期比47.4%増となった。その中、民事事件は39,032件、行政事件は11,034件であった。北京の三級の裁判所は知財関連二審事件計6,537件を受理し、そのうち、民事事件が2,466件、行政事件が4,071件であった。

2. 企業別発明專利登録件数トップ10

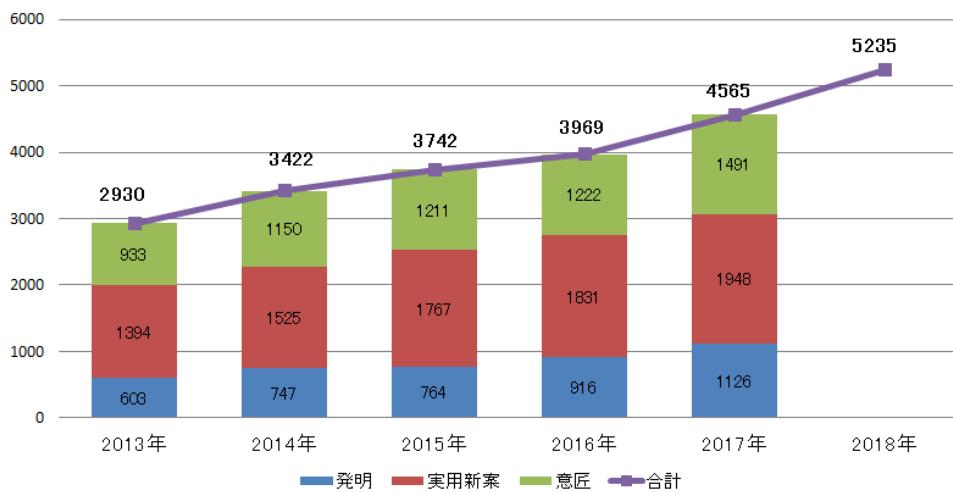
2018年、中国国内企業の発明專利登録件数トップ10（香港、マカオ、台湾を除く）は以下の通りである。

NO.	企業名	登録件数
1	華為技術有限公司	3,369件
2	中国石油化工股份有限公司	2,849件
3	廣東欧珀移動通信有限公司	2,345件
4	国家電網公司	2,188件
5	京東方科技集團股份有限公司	1,891件
6	珠海格力電器股份有限公司	1,834件
7	聯想(北京)有限公司	1,807件
8	騰訊科技(深セン)有限公司	1,681件
9	中興通訊股份有限公司	1,552件
10	中国石油天然氣股份有限公司	1,129件

3. 不服審判、無効審判状況

2018 年の專利不服審判請求件数は 3.78 万件で、結審事件は 2.84 万件であり、平均審理期間は 11.1 ヶ月であった。無効審判請求の事件数は 5,235 件で、審決を下したのは 4217 件であり、平均審理期間 5.1 ヶ月であった。

2013 年～2018 年における無効審判請求の受理状況は以下の通りである。



II、直近1年間の注目判例の紹介・解説

1. 「茅盾直筆原稿」著作権紛争事件¹

江蘇省南京市中等裁判所は、2018年1月16日に沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡と南京經典拍賣有限公司、張暉との著作権権属、著作権侵害紛争事件について二審判決((2017)蘇01民終8048号)を言い渡した。

茅盾は1958年に毛筆で書かれた書評「談最近的短篇小說（最近の短編小説について語る）」を雑誌社に投稿した。この文章の文字内容は「人民文学」1958年第6期に発表された。その後、直筆原稿は張暉が所有した。2013年11月13日、張暉は南京經典拍賣有限公司（以下、「經典拍賣社」という。）に複数の物品のオークションを依頼し、その中に本件直筆原稿が含まれていた。2013年12月30日、經典拍賣社はデジタルカメラで撮影した本件直筆原稿の高解像デジタル写真をアップロードし、自社のウェブサイト及び微博で画像及び文字を組合せて本件直筆原稿を宣伝紹介した。公衆が經典拍賣社のウェブサイトを閲覧する時、本件直筆原稿の全容を見れるし、Webページのルーペ機能で直筆原稿の各ページの局部のディテールを観察することができる。經典拍賣社は特別展覧中、本件作品の原稿を展示し、本件競売品が印刷されたパンフレットを参觀者に提供した。2014年1月5日、本件直筆原稿は經典拍賣社が開催した2013年秋季中国書画特別オークションで競売され、訴外者により1050万元の価格で入札した。しかし、入札者が支払いをしなかったため、オークションの取引が成立できず、本件直筆原稿は依然として張暉が所有していた。オークション終了後から2017年6月まで、經典拍賣社はインターネット上で本件直筆原稿を展示し続けていた。茅盾の法的承継人である沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡は、張暉及び經典拍賣社の上述した行為が本件直筆原稿の著作権を侵害したとして裁判所に訴訟を提起した。

一審裁判所は、本件直筆原稿の情報ネットワーク伝播権を侵害する行為を停止し、沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡に対して経済損失10万元を賠償する旨の判決をした。沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡は一審判決を不服として控訴した。

二審裁判所は以下のように認定した。本件直筆原稿は文字作品であり、美術作品でもある。張暉は本件直筆原稿の法的所有者として、オークションで自分

¹ <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-91332.html>

の法的財産を処理する権利を有し、張暉の行為は本件原稿の著作権を侵害していない。経典拍賣社は本件直筆原稿の美術作品発表権、複製権及び情報ネットワーク伝播権を侵害し、侵害を停止し、謝罪及び經濟損失賠償の責任を追うべきである。上記判断を踏まえ、二審裁判所は沈韋寧、沈丹燕、沈邁衡に対して公開謝罪し、經濟損失 10 万元を賠償すると判決した。

解説：

本件は美術作品のオークション活動における著作権法、物権法、競売法の 3 つの法律が重なる領域における関連主体の権利及び義務の関係に関わる。本判決は、物権者及び著作権者の法的権利のバランスを取らせ、競売人としての知識産権保護の注意義務を明確にした。判決には、美術作品の著作権及び物権が分離している場合、原稿所有者が法に基づき処分権、収益権、展示権を行使する行為は何れも法律の保護を受けることができ、著作権者はそれを干渉する権利がないが、美術作品原稿の所有者が物権を行使するに際し、当該作品の著作権者の法的権利を侵害しないことを前提としなければならない、とのことも指摘されている。競売会社は物権者からの依頼を受けて競売人として、物権の保護に関する注意義務のほか、著作権保護に関する合理的注意義務も履行し、規範的かつ職責を尽くしてオークション活動を実施し、著作権者の権利を慎重に回避すべきである。判決により、異なる主体の権利の項目が明確になり、物権者及び著作権者の法的権利について、バランスを取りながら保護する司法精神を表し、競売人としての責任を果たすという合理的な基準から競売会社の注意義務を特定し、厳格保護の司法ポリシーを十分表している。

2. 江蘇常佳金峰動力機械有限公司と上海柴油機股份有限公司との間の商標権侵害紛争事件²

2017年12月28日、最高裁判所は、江蘇常佳金峰動力機械有限公司（以下、「常佳社」という）と上海柴油機股份有限公司（以下、「上柴社」という）との間の商標権侵害紛争事件について再審判決（（2016）最高法民再339号）を言い渡した。

上柴社は、第100579号及び第624089号の「東風」文字及び図形の組み合わ

² <http://www.chinaiprlaw.cn/index.php?id=5210>

セ商標（以下、「本件商標」という）の権利者である。本件商標はそれぞれ1962年、1981年に商標出願され、ディーゼルエンジン、ディーゼルエンジン部品等の指定商品において使用される。本件商標は、国家工商局商標局より馳名商標と認定された。



第100579号商標



第624089号商標

PTADI.PERKASA BUANA（以下、「PTADI社」という）はインドネシアに設立された会社であり、インドネシアでの登録書番号がIDM000089328である商標証明書に記載の「DONGFENG（東風）」商標（以下、「インドネシア商標」という）の所有者である。当該商標は、ディーゼルエンジン、ディーゼル発電機等の指定商品において使用される。

常佳社とPTADI社は、「PTADI社は、『DONGFENG（東風）』商標及び標識（登録書番号：IDM000089328）の所有者として、インドネシア商標でディーゼルエンジン及ディーゼルエンジン部品を製造し、輸出入業者へ輸出することを常佳社に委託する。但し、インドネシアのみで販売しなければならない。」旨の依頼書を取り交わした。

2013年10月8日、常佳社は、インドネシアへ輸出するディーゼルエンジン部品等の貨物（以下、「係争貨物」という）を常州税関に申告した。上柴社はこれらの貨物が上柴社の本件商標の商標権を侵害したという理由により、係争貨物の差し押さえを常州税關に申請した。常州税關は当該申請に基づいて常佳社の当該貨物を差し押さえた。上柴社は江蘇省常州市中等裁判所（以下、「一審裁判所」という）に証拠保全を申請した。一審裁判所は、2014年1月2日に証拠保全措置を取り、検査を経て、これらの貨物における標識が上柴社の本件商標、インドネシア商標と同一であることを明らかにした。その後、一審裁判所は、常佳社が商標権の侵害に当たらない旨の判決を言い渡したが、上柴社は一審判

決を不服として、江蘇省高級裁判所（以下、「二審裁判所」という）に上訴した。二審裁判所は、常佳社が商標権の侵害に当たる旨の判決を言い渡した。常佳社は二審判決を不服として、最高裁判所に再審を申し立てた。

最高裁判所は、常佳社が PTADI 社から委託を受けて関連商標を付した商品を生産し、かつ製造したすべての商品をインドネシアに輸出したが、合理的な注意義務を履行せず、その受託製造行為が上柴社の商標権を実質的に侵害したことを見出す逆の証拠がない限り、常佳社の上記行為が上柴社の商標権への侵害に当たると認定すべきではないと認定し、一审判決を維持した。

解説：

OEM 生産行為は中国国内での商標使用行為に該当するか、中国国内の登録商標権への侵害に当たるかについて、過去の裁判実務では対立する2つの意見が存在していたが、近年の最高裁判所の判例により、この点について徐々に明確になってきている。

「浦江亜環鎖業有限公司と萊斯防盜產品國際有限公司との商標権侵害紛争事件」において、最高裁判所は、「中国国内で OEM 生産を行って、登録商標を付するだけで、製品を中国国内市場に流通させない行為は、中国国内では商標を物理的に付する行為に過ぎず、商品の出所を識別する機能を発揮せず、商標法上の商標使用行為に該当しない。よって、国内商標の商標権への侵害に当たらない。」と判示している。

本件に関する判示から見れば、OEM 生産行為が国内の商標権への侵害に当たるかについて、結論は決まったように考えられる。最高裁判所は、本件をもって、OEM に係る商標権侵害事件について、外国の商標権者から委託を受けて外国商標を付して製品を製造し、かつ製造した製品のすべてを外国に輸出した場合、一般的に商標権の侵害に当たらないことを明らかにした。即ち、OEM の受託者が合理的な注意義務を履行せず、その受託製造行為が中国における商標権を実質的に侵害したことを示す逆の証拠がない限り、受託社の製造・輸出行為は商標権への侵害に当たると認定すべきではない。

3. 北稻社と蘇稻社の紛争事件³

2018年10月12日に、江蘇省蘇州工業園区裁判所は、北京稻香村食品有限责任公司（以下、「北稻社」という。）が蘇州稻香村食品公司（以下、「蘇稻社」という。）の商標専用権を侵害したとして、敗訴者である北稻社が直ちに「稻香村」の文字標識のお菓子での使用を差し止めし、蘇稻社に115万元の賠償金を支払う旨の一審判決を言い渡した。

1ヶ月間前、北京知的財産裁判所は、北稻社が商標専用権侵害及び不正競争に基づき北京で蘇稻社を起訴した事件において、蘇稻社がその製造、販売するお菓子、粽、月餅等の商品への「稻香村」の文字標識の使用を差し止め、北稻社に損害賠償金3000万元を支払う旨の一審判決を言い渡したばかりである。

蘇稻社は1773年に創業し、243年の歴史を持っており、当時「蘇州稻香村茶食店」と呼ばれた店舗である。北稻社は1895年に創業し、北京前門觀音寺で南風食品を販売する「稻香村南貨店」の店舗であった。2005年までには、両社の稻香村はそれぞれの市場を保ち、あまり争いはなかった。蘇稻社は主に中国南方市場で高いシャアを占めていたのに対して、北稻社は北京を拠点として発展してきた。2006年7月18日に、蘇稻社は扇形「稻香村」の商標を出願したが、北稻社は異議申し立てを行った。双方の矛盾は徐々に浮上した。

2014年、最高裁判所は北稻社と蘇稻社の商標紛争事件について、蘇稻社が使用する商標と北稻社が使用する商標によって、市場が混乱になるため、商標登録及び使用を認めず、双方の標識の混同誤認を避けるために、蘇稻社と北稻社はそれぞれの商標標識を明らかにしなければならないと裁定した。両社は4年間調整したが、依然として裁判で対立したことが多い。

解説：

老舗の知的財産保護について、両社の稻香村とも長い歴史を持つ証拠がある。北稻社及び蘇稻社はそれぞれ1993年、2006年に「中華老舗」と認定された。また、2013年、蘇稻社の「稻香村」商標は「中国馳名商標」と認定され、2014年、北稻社もこの認定を取得した。「中華老舗振興プロジェクト」の提案に伴い、両社の「稻香村」は製品のイノベーションとして、伝統文化を受け継ぐとともに、品質向上にも力を注いでいる。近年、両社の戦いが相次いでい

³ <http://news.163.com/18/1106/18/DVUT10LN0001875P.html#from=relevant>

た。この戦いは実質的に利益の争いである。

現在、両社とも「稻香村」商標の一部の指定商品への使用について権利を持っているので、指定商品以外の使用について、両地方裁判所はいずれも原告の訴訟上の請求に基づいてそれぞれ判断している。結果からすれば、両地方裁判所の判決は逆であるが、両社のそれぞれの商標権の権利範囲が異なり、訴訟上の請求も一致していないため、裁判所は具体的な状況に応じて判断するので、上記結果となったのも納得できる。現在、かかる裁判は二審中であり、二審判決がどのような結果になるのかは注目を集めている。

III、直近1年間の知財に関するトピックス情報

(一) 中国司法体制の改革と調整

1. 最高裁判所知財法廷の設立及び稼動

2018年10月26日、第13次中国全国人民代表大会常務委員会第六回会議において、「專利等知財事件の訴訟手続に関する若干問題の決定」が可決された。当該決定によれば、知財事件審理の品質・効率の向上並びに各地における審理基準の統一をするために、最高裁判所に知的財産法廷（以下「知財法廷」という）を設け、集中的に全国における専門性の高い専利等訴訟の上訴事件を審理する。

12月27日に発表された「知財法廷の若干の問題に関する最高裁判所の規定」には、最高裁判所知財法廷の位置づけ、管轄範囲、審理方式などを詳しく規定し、情報の電子化を大いに推進し、訴訟時における当事者の利便性を高めることについて多くの条文を設けた。

12月29日に全国人民代表大会常務委員会に正式に任命された知財法廷の裁判官は、廷長、副廷長を含め、27名がいる。最高裁判所の知財法廷の廷長として羅東川、副廷長としての王闡、周翔、李劍が任命された。

最高裁判所知財法廷は、2019年1月1日から既に稼動し始まった。

2. インターネット裁判所の増設及び司法体制改革の推進

中国最高裁判所は2018年7月25日に、北京市と广州市にインターネット裁判所を設立すると発表した。最初のインターネット裁判所は2017年8月に浙江省杭州市に設立され、2018年8月末までに、12,103件のインターネット関連事件を受理し、10,646件を審結した。

2018年9月7日に最高裁判所が施行された「インターネット裁判所の事件審理の若干問題に関する最高裁判所の規定」によれば、インターネット裁判所はネット上の売買契約の調印及び履行に関する紛争、すべての行為がネット上に行われる金融借金契約紛争、少額の借金契約紛争などの事件を管轄する。

インターネット裁判所は、インターネットの新しい技術を利用して、起訴、応訴、仲裁、審理、判決など裁判の一連の手続きもネットを通じて行われるの

で、司法体制の改革の推進が期待される。

（二）中国知的財産権に関する立法情報及び司法解釈について

1. 中国専利法改正草案の背景及び改正要点

2018年12月23日、第13回全国人大常務委員会第7回会議で専利法改正案草案に対し、審議を行い、2019年1月4日に、草案を公開し、2019年2月3日まで、社会意見募集された。今回の改正草案の改正ポイントは、以下三つの面にまとめることができる。

一つ目は、専利権者の合法的権益の保護を強化することである。権利侵害行為への懲罰を更に厳格化し、司法保護の主導的な役割を發揮すると同時に、行政摘発など執行を改善し、専利による保護効果・効率を高める。

二つ目は、専利の実施及び運用を促進すること。発明者、考案者への奨励メカニズム及び専利権付与制度を整備し、専利公共サービスを強化し、専利権利の取得及び実施にさらなる便利を図り、イノベーション意欲を激発し、発明創造を促進する。

三つ目は、実践により成熟であると証明されたやり方を法律規範にすること。

2. 知的財産紛争の行為保全事件の審査における法律適用の若干の問題に関する最高裁判所の規定

知的財産紛争の行為保全事件の正確な審査を図り、当事者の適法な権益を有效地に保護するため、「中華人民共和国民事訴訟法」「中華人民共和国専利法」「中華人民共和国商標法」「中華人民共和国著作権法」等の法律の規定に基づき、裁判、執行活動の実際を考慮して、「知的財産紛争の行為保全事件の審査における法律適用の若干の問題に関する最高裁判所の規定」が2018年11月26日に最高裁判所裁判委員会第1755回会議で可決され、2019年1月1日から施行された。当該司法解釈において、行為保全の当事者、管轄、申請条件及び審理などを詳しく規定されている。

IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報

1. 知識財産権対外譲渡に関する作業弁法（試行）の公布⁴

2018年3月18日、国務院弁公庁より「知識財産権対外譲渡に関する作業弁法（試行）」を公布した。

2001年に施行された「技術輸出入管理条例」では、主に業務管理に重点を置いているのに対して、新規定では国家安全の重要性を強調し、全般的な国家安全観を維持し、発展と安全を統括し、国家安全制度体系を改善し、国家安全能力の構築を強化している。

本「弁法」では、輸出技術が輸出制限技術に該当する場合、及び外国投資者の境内企業買収取引において安全審査範囲に該当し、かつ知的財産権の対外譲渡に及ぶ場合のみについて定めているし、一般企業による自由技術輸出入と買収取引に対しては影響を与えていない。

「技術輸出入管理条例」に比べ、本弁法では外国投資者による境内企業買収の安全審査における知的財産権対外譲渡に係る審査について更に規定している。

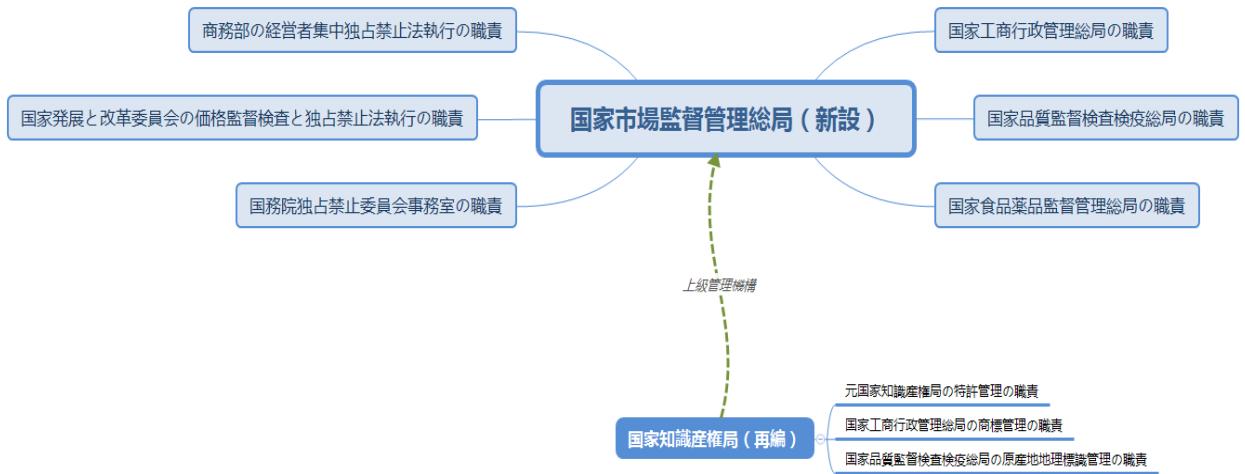
「技術輸出入管理条例」の運用には変化がない。該作業弁法は新設した制度ではなく、「技術輸出入管理条例」、「禁止輸出・制限輸出技術の管理弁法」を基にし、各知財部門の職能を追加させた。全ての技術輸出、外国当事者が中国企業を買収する際の知財譲渡に適用するわけではない。弁法の実施に関する詳しい点を更に注目する必要がある。

2. 国家知識産権局の再編⁵

2018年3月、中国共産党第十九回三中全会で採択された『党と国家機構の改革の深化方案』が公布された。知的財産全体の管轄組織に係る部分は下記の図面を参照。

⁴ http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-03/29/content_5278276.htm

⁵ http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content_5276191.htm#1



国家知識産權局の再編により、知的財産権の創造、運用、保護、管理およびサービスを一貫したチェーンにつなげ、知的財産権の治理体系および治理能力の現代化が促進され、専利、商標、地理的表示の組み合わせによる効果が更に發揮され、創造による発展および対外開放の拡大への一層有力なサポートにもなる。ただし、専利、商標の出願、登録件数が急速に上昇しているという現状、行政法執行措置と司法保護とのバランス、国際貿易摩擦に関わっている知的財産問題などが、再編後の国家知識産權局が直面する試練となる。

3. 知的財産権への審査品質と効率をさらに向上⁶

2018年11月20日、中国共産党国家知識産權局党グループは特別会議を開き、知的財産権への審査品質と効率をさらに向上させるよう研究・配置を行った。

会議では、現在、商標審査の期間は6ヶ月以内に短縮され、発明専利の審査期間は22ヶ月に維持されるが、専利、商標の出願量の激増に向かって、審査面の圧力も増え続けていく。従って、対策を講じることで、知的財産権への審査品質と効率を向上する必要があり、審査の品質、審査の周期、情報化構築の強化などの面で言及した。

⁶ <http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1133854.htm>

審査の品質面では、「審査授権を厳しくすること。審査品質保障システムと業務指導システムを健全し、『二重監督、二重評価』の品質管理を強化し、審査結論の正確率・一致性を強化させ、権利付与の品質を確保する。拒絶理由通知の証拠でのサポートを強化し、同分野の審査基準の一致を維持する」ことを提出し、審査の周期については、「審査期間を短縮すること。将来 5 年内に商標審査の期間を 4 ヶ月以内に短縮し、発明専利審査の期間は 3 分の 1 を減らし、その中高価値の専利への審査期間は半分を減らすよう確保する」ことを提出し、情報化構築の強化については、「新しい世代のインテリジェント審査システムの建設を速め、人工知能、ビッグデータなどの現代情報技術を借りて審査の品質・効率を強化する。『インターネット+政務サービス』を推進し、専利出願と商標登録の電子化を全面的に実現する。各種の出願行為に対する監視を強化し、専利の非正常な出願及び商標の先取り登録、商標の溜め込みなどの行為を断固として取締り、正常な作業秩序を維持する」ことを提出した。